

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 三幸学園
②設置大学 名称	東京未来大学
③担当部署	エンロールメント・マネジメント局
④問合せ先	03-5813-2525（代）syomu-unit@tokyomirai.jp
⑤点検結果 の確定日	2026 年 9 月 7 日
⑥点検結果 の公表日	2026 年 9 月 28 日
⑦点検結果 の掲載先 URL	https://www.tokyomirai.ac.jp/info/disclosure/governancecode.html
⑧ 本 協 会 に よる公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
なし	なし

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
なし	なし

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神・教育理念である「技能と心の調和」と人材像を学則に定め、大学案内・ホームページをはじめとする広報媒体で広く周知している。また、オープンキャンパス、入学式・卒業式、スタートアップセミナー（入学前オリエンテーション）等での発信を通して、学生への浸透を図っている。 https://www.tokymirai.ac.jp/feature/policy.html
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	三つのポリシーに基づき教育活動の実質化に取り組んでいる。カリキュラム・ポリシーに基づきカリキュラムマップや科目ナンバリングを整備し、体系的な教育課程を構築するとともに、シラバスの第三者チェックにより教育内容の適切性を確保している。ディプロマ・ポリシーについてはアセスメントプランに基づき学修成果の点検・評価を行い、結果を教育改善に反映している。アドミッション・ポリシーでは入試方法の見直しを通じて適切な学生受け入れを図っている。三ポリシーを起点とした教育の質保証の向上を継続して進めている。 https://www.tokymirai.ac.jp/feature/policy.html
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	教学組織の権限と役割の明確化に向け、学長のリーダーシップのもと、教授会や各種委員会の役割分担および意思決定過程の整理を行っている。各組織の所掌事項については規程に基づき明確化されており、教育課程の編成・運用、学生支援等の業務が適切に遂行される体制を整備している。また、教職協働を基盤とした運営により、組織横断的な連携を図りながら、教学マネジメントの実効性向上に取り組んでいる。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教育の質向上を目的として教職協働体制の確保に取り組んでいる。教員と職員が連携し、教育課程の運営、学修支援、学生対応等を一体的に推進する体制を整備している。各種委員会や組織を通じて情報共有と意思疎通を図るとともに、エンロールメント・マネジメントの観点から全学的な連携体制を強化している。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係	教職員の資質向上を図るため、基本方針に基づき FD・

る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	SD活動の計画的な実施に取り組んでいる。具体的には、授業改善やICT活用、教育方法に関する研修会を定期的に実施するとともに、職員に対しても階層別研修や業務改善研修を行い、組織全体の能力向上を図っている。これらの取組は年次計画に位置付けて推進しており、実施状況の振り返りを通じて次年度計画へ反映することで、継続的な改善を進めている。
-----------------------	---

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	法人の中期計画である「学校法人三幸学園第3期中期計画（2023年度～2027年度）」について、各部門責任者及び担当理事の意見を集約し、達成状況を評価のうえ報告書として策定し公開している。 https://www.sanko.ac.jp/pdf/share/disclosure/planreport2023.pdf?report=20250617 東京未来大学でも「東京未来大学中期経営計画（2025年度～2029年度版）」を策定しており、学生を中心に据えた学修者本位の教育の実現を目指し、「学生の『学びたい』『身につけたい』を叶える教育」、「学びにおける学生の主体性、自律性を重視する教育」を推進する内容で計画している。 https://www.tokymirai.ac.jp/info/disclosure/pdf/middle_period.pdf
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	法人の中期計画である「学校法人三幸学園第3期中期経営計画（2023年度～2027年度）」について、毎年度進捗状況を取り纏めて進捗報告書を作成し、理事会へ付議することで計画実現に向けての管理を行っている。 東京未来大学でも中期計画および各種施策の実現に向けて、進捗管理体制の整備と運用に取り組んでいる。具体的には、各部局・委員会において施策ごとの進捗状況を定期的に点検し、その結果を自己点検・評価・改善委員会が取りまとめ、全学的に共有することで、課題の早期把握と対応につなげている。また、自己点検・評価の枠組みの中で進捗状況を検証し、改善事項を次年度計画へ反映することで、PDCAサイクルの実効的な運用を図っている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
-----------	----

社会の要請に応える人材の育成	社会の要請に応える人材の育成を目指し、教育課程の充実および学修支援体制の強化に取り組んでいる。具体的には、専門的知識・技能の修得に加え、主体的に課題に取り組む力や他者と協働する力の育成を重視し、実践的な教育の展開を図っている。また、キャリア教育やインターンシップ等を通じて、社会との接続を意識した学びの機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	社会貢献および地域連携の推進を重要な役割の一つとして位置付け、自治体や地域団体との連携を通じた教育研究活動を展開している。具体的には、地域活動への学生参加や教員の専門性を活かした委員・講師派遣等を実施し、地域課題の解決に寄与している。今後は、これらの取組の体系化と情報発信の強化を図るとともに、地域との協働を通じた教育効果の向上に努めていく。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な学生の受入れと学修機会の保障を目的として、多様性を受容する体制の整備に取り組んでいる。具体的には、障がいのある学生に対する合理的配慮の提供や、学修支援室の設置、スクールソーシャルワーカーの配置を通じて、個々の状況に応じた支援を行っている。今後も多様な背景を持つ学生が安心して学修に取り組める環境の充実を図り、包摂的な教育の実現に努めていく。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員及び評議員の選任にあたり、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮することとしており、多様性の確保に努めている。令和7年度において、女性役員は理事1名、監事1名、評議員5名を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任について、私立学校法及び寄附行為に基づき評議員会を理事選任機関とし、その手続を明確化することで選任過程の透明性を確保している。また、理事の資格及び構成についても法令を遵守することとしており、適切な人材確保に配慮した体制を整備している。

実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の運営について、寄附行為及び理事会運営規則に基づき定期的開催するとともに、重要事項の審議・決定及び理事の職務執行の監督を適切に実施している。また、評議員会について、重要事項の意思決定に際して意見聴取を行うなど、理事会との協働体制を確保している。さらに、評議員会は理事の業務執行の状況に関して意見表明や報告徴収等を行うことにより、運営の透明性及びガバナンスの実効性向上に寄与している。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事に対して定期的に研修機会を提供しており、引き続きその内容の充実に努めていく。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任について、私立学校法及び寄附行為に基づき評議員会の決議により行うこととし、その過程の透明性を確保している。また、監事の独立性の確保及び利益相反の防止に配慮するとともに、適切な選任手続を実施している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事、会計監査人及び内部監査部門が相互に連携する体制を整備している。監査規程に基づき、会計監査人及び監査室と連携し、三様監査体制のもと情報共有や意見交換を行うことで、監査の実効性確保に努めている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	外部研修への参加、監事連絡会を開催するなど定期的に研修機会を提供しており、引き続きその内容の充実に努めていく。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任について、寄附行為に基づき、法人職員、卒業生及び学識経験者等の区分から選任することとし、属性のバランスに配慮した構成としている。また、評議員の選任にあたっては、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮することを明確にしている。さらに、評議員は理事会又は評議員会において選任され、その過程における透明性を確保している。

実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の運営について、寄附行為及び評議員会運営規則に基づき適切に開催し、会議の招集手続や議事運営等を明確にすることで透明性の確保を図っている。また、重要事項の決定にあたっては、理事会が評議員会の意見を聴取する仕組みを設けており、両者の協働体制を確立している。さらに、評議員会は理事の業務執行の状況に関して意見表明や報告徴収等を行い、これを通じて理事会の運営を補完する体制として機能している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対して定期的に研修機会を提供しており、引き続きその内容の充実に努めていく。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	法人として事業継続計画（BCP）および危機管理マニュアル等を整備し、各種災害や不祥事の防止対策に適切に取り組むことで、危機管理体制のさらなる強化に努めている。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	私立学校法第 47 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 をはじめとする法令上の情報公表に取り組んでいる。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	海外協定校や大学間連携、中期的な計画、経営改善計画等について、情報公開規程に基づき自主的な情報公開を行っている。また、学校法人が出資する会社に関する情報を含め、多様なステークホルダーの理解促進に資する情報について、ホームページや各種媒体を活用し分かりやすい公表に努めている。さらに、公開情報に関しては説明方法の工夫を図ることとしており、適切かつ効果的な情報発信に取り組んでいる。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
なし	なし